

処分の名称	火薬類の消費に係る許可
根拠法令・条項	火薬類取締法第 25 条第 1 項
関係法令・条項	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類取締法第 25 条第 2 項、第 26 条及び第 50 条の 2 ・火薬類取締法施行令第 12 条 ・火薬類取締法施行規則第 48 条から第 56 条の 5 まで ・16 歳以上 18 歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示（平成 18 年経済産業省告示第 69 号）
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類取締法令施行について（昭和 25 年 12 月 20 日 25 化第 3290 号） ・火薬類取締法令の一部改正について（昭和 28 年 8 月 25 日 28 軽局第 833 号） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和 39 年 12 月 10 日 39 軽局第 741 号） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和 45 年 1 月 28 日 45 化局第 31 号） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について（昭和 49 年 3 月 2 日 49 立局第 158 号） ・火薬類に関する対策の強化について（昭和 50 年 2 月 28 日 50 立局第 128 号） ・火薬類取扱所の構造等の基準について（昭和 55 年 12 月 2 日 55 立局第 513 号） ・噴出煙火に関する保安技術基準について（平成元年 6 月 1 日 通商産業省通知） ・火薬類取締法施行規則の一部改正に伴う解釈の運用について（平成 7 年 11 月 15 日 7 立局第 500 号） ・火薬類の消費許可等について（平成 9 年 3 月 17 日 9 保安第 19 号） ・保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（平成 16 年 9 月 16 日平成 16・08・06 原院第 1 号） ・16 歳以上 18 歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（平成 18 年 6 月 30 日平成 18・06・23 原院第 2 号） ・火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和 3 年 3 月 1 日 20210215 保局第 1 号） ・火薬類の消費に係る許可基準 <p>第 1 発破、コンクリート破砕器及び建設用びょう打ち銃用空包の消費に係る基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 残火薬類の貯蔵場所は、火薬庫又は火薬庫外貯蔵所であって、申請する火薬類を貯蔵できるものであり、残火薬類が発生した場合に返納することが可能な距離内（車両による運搬に要する時間がおおむね 1 時間以内）にあること。また、貯蔵を委託する場合は、火薬庫の所有者等又は火薬庫外貯蔵所の所有者の承諾を得ていること。 2 交通制限をする場合は、遮断時間を表示して通行者に周知し、定期バスの路線にあっては、運行に支障が生じないようにすること。 3 消費場所から 300 メートル以内の距離に鉄道があるときは、担当保線区長と協議し、必要に応じて防護措置をすること。 4 法第 29 条第 4 項の規定に基づく仙台市長の指定を受けた消費者の従事者のうちの取扱保安

責任者等については、法第 29 条第 5 項及び規則第 67 条の 6 第 2 項に基づく保安教育が実施されていること。

- 5 コンクリート破砕器の消費に係る作業主任者は、コンクリート破砕器作業主任者免状を所持している者であること。
- 6 建設用びょう打ち銃用空包の消費に係る消費作業従事者は、銃砲所持許可証を取得している者又は人命救助等に従事する作業員として公安委員会に届出をしている者であること。

第 2 煙火の消費に係る基準

- 1 消費場所は、自己の所有若しくは管理又は占有している土地又は所有者等の承諾を得た場所であること。
- 2 交通制限をする場合は、事前に制限時間を周知するとともに、交通整理等に必要な人員を確保すること。
- 3 筒ばね等で発生する飛散物に対する打揚従事者に係る防護措置等は（表 1）のとおりとする。
- 4 不発煙火、不発小雷及び燃え残りの星等があった場合は、速やかに回収し処理すること。ただし、夜間のため回収できないものは、翌日早朝に回収すること。
- 5 特定手筒煙火は、万一の暴発等による被害を極力防止するため、あらかじめ筒に固く取り付けられた縄等の取手を握ることにより間接的に筒を手でつかむものであること。
- 6 打揚従事者は、公益社団法人日本煙火協会発行の煙火消費保安手帳を所持している者であること。
- 7 打ち揚げの規模に応じて、打揚げ、仕掛、スターマイン等個別に責任者を定め、かつ、煙火置場の管理及び見張り、打揚げ筒の整理、打揚げ、早打ち、焼金、仕掛、警戒等、作業従事者の分担を明確にし、消費数量に十分対応できる人員を配置すること。
- 8 煙火の準備作業中から終了の措置が終わるまでの間は、保安距離内での無人飛行機の飛行を禁止すること。
- 9 手筒煙火の保安距離及び筒相互間の安全距離は（表 3）のとおりとする。
- 10 手筒煙火の 1 本の薬量（鉄粉を含む。）は 4,000 グラム以下とすること。
- 11 規則第 56 条の 4 第 4 項第 1 号の規定に基づき、打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所から、通路、人の集合する場所、建物等まで確保すべき安全距離（以下「保安距離」という。）に関しては、他の法令に特別の定めのあるもののほか、次によるものとする。

(1) 消費規模の区分

煙火の消費規模は、消費場所付近の状況及び観客数又は消費する煙火の数量等を勘案して、次のとおり区分するものとする。

ア 第一種消費規模

大規模な観賞用の花火大会等で、消費場所が市街地の周辺であって極めて多数の観客が集合する場合又は打揚煙火の数量が 5,000 個以上の規模で消費される場合とする。

イ 第二種消費規模

ア以外の花火大会等で、消費場所が市街地及び人家等の多い場所の周辺であって、多数の観客が集合する場合又は打揚煙火の数量が 500 個以上の規模で消費される場合とする。ただし、吊り物及び 15 cm (5 号玉) 以上の打揚煙火を消費する場合は、消費数量にか

かわらず第二種消費規模とする。

ウ 第三種消費規模：ア及びイ以外の小規模な観賞用煙火を消費する場合又は信号用の打揚煙火を消費する場合とする。

(2) 保安物件

保安物件とは、規則第1条の規定による保安物件のほか、通路及び建物等で、煙火の消費に伴う万一の災害事故から保護すべき物件とする。

ただし、次に掲げるものは保安物件とみなさないことができる。

ア 交通規制について所轄警察署及び道路管理者等の同意を得られる道路

イ 人の住まない耐火性建築物(休日、夜間等人の住まない学校等を含む。)

ウ 発注者所有の建築物

エ 所有者等の承諾を得て、消火のため特に考慮された建築物(打揚場所から半径40m以内の住宅を除く。)

(3) 保安距離区分の適用区分

保安距離の算定は、打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所から保安物件又は観客の集合する場所までの水平距離とし、確保すべき保安距離は、消費する煙火の種類、寸法及び消費規模に応じて別次のとおり区分するものとする。

ア 打揚煙火の保安距離

打揚煙火の保安距離(表2)により、打揚玉の寸法及び消費規模区分に応じた距離以上を確保するものとする。

イ 仕掛煙火の保安距離

煙火の種類(棒仕掛、乱玉、笛、滝等)及び消費場所の状況に応じて30m以上の保安距離を確保するものとする。

ウ 手筒煙火の保安距離及び筒相互間の安全距離

手筒煙火の保安距離及び筒相互間の安全距離(表3)により、薬量及び筒の部位に応じた距離以上を確保するものとする。

(4) 危害防止の措置

煙火消費に伴う危害防止については、消費場所付近の人家密集の度合、地理的状況及び警戒警備方法等を十分考慮して、主催者において必要な措置を講ずるものとし、観客に対する危害防止のため、保安上の措置を特に講ずる必要があると認められる場合は、別途公安委員会と協議するものとする。

(表 1) 筒ばね等で発生する飛散物に対する防護措置等

煙火玉の直径	打揚筒から関係者(打揚従事者)までの離隔距離(m)			
	5m未満	5m以上 10m未満	10m以上 20m未満	20m以上
3 cmを超 15 cm以下 (5号玉)	飛散物を遮断する 防護措置 厚さ2mmのポリカーボネイト板又は畳床	飛散物に対する安全対策 ヘルメット着用		その他の安全対策
15 cmを超 21 cm以下 (7号玉)		厚さ4mmのポリカーボネイト板又は畳床	厚さ2mmのポリカーボネイト板又は畳床	
21 cmを超 24 cm以下 (8号玉)	厚さ28mmのポリカーボネイト板又は7枚重ね畳床	厚さ4mmのポリカーボネイト板又は畳床	厚さ2mmのポリカーボネイト板又は畳床	
24 cmを超 30 cm以下 (10号玉)	飛散物の威力を軽減する 防護措置	厚さ8mmのポリカーボネイト板又は2枚重ね畳床	厚さ5.9mmのポリカーボネイト板又は2枚重ね畳床	
30 cmを超 60 cm以下 (20号玉)		不 可		
60 cmを超		厚さ16mmのポリカーボネイト板又は4枚重ね畳床		
備 考				
1 防護措置の大きさは、打揚従事者がかがんで隠れる程度の大きさとする。 2 上記表と同等以上の防護措置効果のある物を施せば打揚できるものとする。 3 「不可」の場合、いかなる防護措置を施しても打揚できない。				

(表2) 打揚煙火の保安距離

玉の寸法		消費規模		
		第一種	第二種	第三種
7.5センチメートル (2.5号)	信号用	—	—	25 m
	観賞用	100 m	65 m	40 m
9センチメートル (3号)	信号用	—	—	40 m
	観賞用	140 m	100 m	60 m
12センチメートル (4号)	信号用	—	—	45 m
	観賞用	150 m	110 m	65 m
15センチメートル (5号)	信号用	—	—	—
	観賞用	250 m	200 m	—
18～24センチメートル(6～8号)		250 m	220 m	—
30センチメートル(10号)		300 m	250 m	—
60センチメートル(20号)		400 m	300 m	—
備考	1 水中スターマインは、第三種消費規模とする。 2 吊り物は、風向・風速・周囲の状況等を考慮するものとする。 3 打揚玉にひも・縄・取手等をつけることにより、確実に方向性を与える等の措置を講じる場合は、第二種消費規模とする。			

(表3) 手筒煙火の保安距離及び筒相互間の安全距離

手筒煙火の消費にあつては、下表の距離以上で、消費場所の状況及び気象状況に応じ、観客等に炎、火の粉が到達しない距離を確保すること。(特定手筒煙火を含む。)

なお、消費場所の地形、周囲の状況等により、やむを得ず観客等に対して同表に定める距離を確保できない場合で、高さ90センチメートル以上の不燃材料又は難燃材料の防護パネル等を観客の前に設置する等、十分な危害予防の措置を講ずる場合は、「筒の噴出口及び筒底からの距離」及び「筒の側面からの距離」を同表()書きの距離まで縮小できるものとする。

手筒煙火 (噴出薬を詰めた筒をわきに挟みかつ腕に抱え、又は手でつかむことにより保持しながら、筒に設けた噴出口から空中に火の粉を噴き出させることにより消費するものをいう。)	薬量(鉄粉を含む)	筒の噴出口及び筒底からの距離 ※点火時	筒の側面からの距離	筒相互間の距離	
	600g	直立点火するもの	—	5(4) m	1.5 m
	以下	上記以外のもの	10 (4) m	5(4) m	1.5 m
	600gを超え1,200g以下		15 (9) m	10(7) m	2.0 m
	1,200gを超え1,800g以下		20 (13) m	15(10) m	2.5 m
	1,800gを超え2,400g以下		25 (17) m	20(13) m	3.0 m
	2,400gを超え3,000g以下		28 (19) m	23(15) m	3.5 m
	3,000gを超え4,000g以下		30 (20) m	25(17) m	4.0 m

標準処理期間

20日 (宮城県公安委員会の意見の聴取が不要な場合は15日)